

5 (1) 指名停止等一覧表（建設工事）

期間 平成 24年4月1日～平成24年6月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 <small>契約指名停止等措置要領</small>	指名停止の理由
	該当無し			

5 (2) 指名停止等一覧表（測量・コンサルタント等）

期間 平成 24年4月1日～平成24年6月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 <small>契約指名停止等措置要領</small>	指名停止の理由
応用地質株式会社	東京都千代田区九段北4-2-6	自 平成 24年 4月 12 日 至 平成 24年 5月 11 日 1ヶ月	別表 第16号	同社は、近畿中国森林管理局発注の一般競争入札において開札の結果、品質確保基準価格を下回る入札を行ったため、入札条件である品質確保証明書等の提出を求めたところ、「第三者による照査及び配置予定管理技術者の増員配置」が困難であることを理由に入札を辞退した。このことは、業務及び工事の入札手続きにより遅延を及ぼす行為であり、契約の相手方として不適當であると認められるため。

5 (3) 指名停止等一覧表（物品役務等）

期間 平成24年4月1日～平成24年6月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 <small>契約指名停止等措置要領</small>	指名停止の理由
株式会社ジェイ・ピー	愛知県豊田市十塚町 1-22-1第3みその ビル4階1号	自 平成 24年 5月 9 日 至 平成 24年 11月 8 日 6ヶ月	別表 第12号	同社は、四国森林管理局安芸森林管理署長と締結した造林請負事業契約において、国有林野事業造林事業請負契約約款第10条第3項の規定に違反し、現場代理人が事業現場に常駐せずその運営及び取り締まりを怠った。また、事業期限が近づいている中、監督職員等からの度重なる連絡にも応じることなく、国有林野事業造林事業請負標準仕様書第6条第2項及び第3項に定められている「変更計画書」を提出しなかった。さらに、契約した事業期間内に事業が完了せず契約解除に至った。このことは、物品の製造等契約の相手方として不相当であると認められるため。